

改正

昭和59年3月29日条例第8号
昭和63年12月24日条例第28号
平成5年3月29日条例第9号
平成9年3月28日条例第16号
平成9年9月29日条例第35号
平成13年9月28日条例第33号
平成17年3月25日条例第5号
令和元年7月3日条例第7号
令和4年12月13日条例第33号

須坂市児童センター設置条例

須坂市立児童館条例（昭和44年条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び第3項の規定により、児童センターの設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|-----------------|
| 須坂市中央児童センター | 須坂市大字須坂1212番地1 |
| 須坂市南部児童センター | 須坂市墨坂南四丁目1番8号 |
| 須坂市東部児童センター | 須坂市大字日滝91番地4 |
| 須坂市北部児童センター | 須坂市大字小河原3305番地1 |

（職員）

第3条 児童センターに、所長及び児童厚生員のほか、必要な職員を置く。

（利用者の範囲）

第4条 児童センターを利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住する児童
- (2) 児童の福祉増進の事業に従事する者
- (3) 前2号のほか教育委員会が必要と認めた者

（利用の許可）

第5条 前条第2号及び第3号の規定により児童センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会に申請して許可を受けなければならない。

2 前項による利用者は、許可を受けた目的以外に児童センターを利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の制限等）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 児童センターを損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 児童の利用に支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) 前各号のほか特に教育委員会が必要と認めたとき。

（指定管理者による管理）

第7条 須坂市南部児童センター、須坂市東部児童センター、須坂市北部児童センターの管

理は、法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の申請等)

第8条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第9条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準に適合するもののうちから、児童センターの管理を行わせようとする団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。

(2) 事業計画書の内容が、児童の健全育成に寄与するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、児童センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の公告)

第10条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設及び備品等の維持管理に関する業務

(2) 児童の健全育成支援等に関する業務。ただし、第17条に規定する市長の権限に関すること並びに第5条及び第6条に規定する教育委員会に属する業務を除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後、児童センターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第13条 教育委員会は、児童センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第14条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に生じた損害については、市はその責を負わない。

(個人情報等の安全管理及び秘密保持の義務)

第15条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、児童センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理

者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 前項の管理業務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第14条の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 利用者又は指定管理者は、施設又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅延なくその旨を市長に届け出て、その指示によりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月29日条例第9号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月29日条例第35号)

この条例は、平成9年10月13日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に第2条の規定による改正前の須坂市児童センター設置条例の規定により利用の許可を受けている者は、第2条の規定による改正後の須坂市児童センター設置条例の規定により利用の許可を受けたものとみなす。

附 則 (令和元年7月3日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定する手続は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和4年12月13日条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の整備等)

第5条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定第

1 項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該管理業務に従事していた者に係る同条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定第 2 項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。